

学校における

食物アレルギー対応の手引き

はじめに

学校における児童生徒の食物アレルギーへの対応については、文部科学省監修の下で平成20年に公益財団法人日本学校保健会が発行した「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）に基づく対応をすることとされており、本県においても、ガイドラインに沿って、学校設置者、学校及び学校給食調理場が、保護者を始めとする関係者と連携・協力し、必要な取り組みを進めてきたところです。

しかしながら、平成24年12月、食物アレルギーを有する児童が、学校給食終了後にアナフィラキシーショックの疑いにより亡くなるという事故が発生するなど、学校における事故の防止へ向けて、対応の更なる徹底が求められています。

文部科学省では、有識者会議を設置して再発防止のための検討を進め、平成26年3月の最終報告で、「ガイドラインに基づく対応の徹底」、「教職員に対する研修の充実」、「関係機関との連携体制の構築」と、これら具体的な対応のための方針の策定など、学校における食物アレルギー対応について、国、教育委員会、学校など関係する各機関がそれぞれ主体的に取り組むべき事項が示されました。

また、これを受けて、「学校給食における食物アレルギー対応指針」を定め、食物アレルギー対応に関する具体的な方針やマニュアル等を作成する際の参考事項を示される予定です。

長野県教育委員会といたしましても、本年度、文部科学省委託事業である「平成26年度学校保健課題解決支援事業」を活用して、学校保健課題解決支援協議会を設置し、実態調査を通じて学校における食物アレルギー及び対応の実態を把握すると共に、対応の基本や留意事項について協議を重ねた上で、本手引きを取りまとめました。

学校における食物アレルギー対応の基本的な考え方は、全ての児童生徒が安全に学校生活を過ごせるようにすることであり、本手引きで示したとおり、管理職を始めとした全ての教職員、調理場及び教育委員会関係者、医療関係者、消防関係者等が相互に連携し、当事者としての意識と共通認識を強く持って組織的に対応することを期待します。

終わりに、本手引きの作成に際し、御協力をいただきました委員の皆様及び貴重な資料を提供いただきました方々に、心から敬意を表するとともに感謝申し上げます。

平成27年2月

長野県教育委員会 教育長 伊藤 学 司